

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督					
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務実施者等に対して説明会を開催するなどにより、適正な取扱いを推進。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)について、相談や問合せを踏まえ、Q&A等の充実を図る。 ・計画等に基づいた効果的な監視・監督の実施。 					
施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,330.6	1,175.8	1,171.4	1,633.9
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	11.9	15	3.5	
		合計(a+b+c)	1,342.5	1,190.8	1,174.9	
執行額(百万円)		1,164.3	1,181.3	1,167.0		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会等の対応件数	基準値	実績値					目標値	達成※	
		平成30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	イ	
		22回	240回	80回	57回	22回	23回	-		
	年度ごとの目標値		/							
	特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置セミナーについて参考になったとする割合	基準値	実績値					目標	達成※	
		-	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	ロ	
		-	-	-	-	-	97%	100%		
	年度ごとの目標値		/							
	立入検査の実施件数	基準値	実績値					目標	達成※	
		30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	ロ	
		-	2件	10件	27件	85件	48件	50件		
	年度ごとの目標値		/							
	定期的な報告の分析等	/					施策の進捗状況(実績)		目標	達成※
		/					令和元年度		イ	
		行政機関等において無許諾で再委託を行っていた事案が判明したことを踏まえ、令和元年度に新たに定期的な報告に、データ入力業務における委託及び再委託の実施状況に関する項目を追加した。当該項目は、他の項目と比較して、適切な取扱いを行っていない地方公共団体等が多数見受けられた。上記の分析結果も踏まえ、ガイドラインの改正により、委託元の許諾を得ていない再委託に関連して、マイナンバー法違反と判断され得る事例を改めて明確化した。					地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応(ガイドラインやQ&Aの改正)を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。			

			施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
				令和元年度	
	ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等		<p>行政機関等において無許諾で再委託を行っていた事案が判明したことから、マイナンバー法違反と判断され得る事例を改めて明確化する必要があったため、ガイドラインの改正を行った。これを踏まえ、Q&Aを新規追加し、委員会ウェブサイトにて周知するほか、行政機関等及び地方公共団体等に対しては文書でも周知を行った。</p> <p>また、マイナンバーを取り扱う際の基本的な注意点を紹介する番号制度ヒヤリハット事例集の更新を行い、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けて啓発を行った。</p>	適時適切な周知と資料への反映等	イ

評価結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>「測定指標」欄のとおり、立入検査の結果や広く寄せられた問合せなどを踏まえ、ガイドライン及びQ&Aの更新を行うとともに、検査等を通じて把握した意見をもとに作成した各種参考資料等の活用を説明会等で周知したことにより、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための情報提供を行うことができたため。</p>
	施策の分析	<p>安全管理措置の適切な実施等、特定個人情報の適正な取扱いについて広く周知されるよう、ウェブサイトに掲載している「番号制度ヒヤリハット」の更新を行ったほか、上記説明会や安全管理措置セミナーにおいて、これまで作成した地方公共団体等向けの手法を例示した資料等の活用を促すなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。</p> <p>達成状況が口であった2指標のうち、特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置セミナーについて参考になったとする割合について、セミナー参加者の安全管理措置に関する理解度は様々であるところ、多くの参加者が理解できるよう基礎的な内容を主として実施したことから、一部の参加者から、より詳細な説明を求める回答もあり、97%となった。</p> <p>また、立入検査の実施件数については、個別の特定個人情報の漏えい事案等の報告等を踏まえ、必要な団体に対して立入検査を行ったため、結果として目標値に到達しなかったものである。一方で、全ての都道府県において、立入検査又は上記安全管理措置セミナーを実施し、面的な展開の一巡を達成した。</p> <p>特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るために、今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるよう、ガイドライン及びQ&A等の改正を行うなど、広く情報提供を行う必要がある。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>	<p>行政機関、地方公共団体及び民間事業者等からの相談・問合せ対応を踏まえ特定個人情報の取扱いに関する周知・情報発信を行うとともに、定期的な検査や定期的な報告の実施等、特定個人情報の適正な取扱いの確保をより一層図る。</p> <p>今後、地方公共団体に対して、これまでの立入検査の結果等を踏まえ、レビュー検査等の実施に軸足を移し、特定個人情報安全管理措置セミナーについては、地方公共団体からの要望等に応じて開催することとする。このため、安全管理措置セミナーの開催は不定期となり、対応件数の目標値を定めることが困難であり、また、効果を計る指標としてふさわしくないと判断した。これを踏まえ、「説明会の対応件数」と「安全管理措置セミナーについて参考となった割合」の2指標を集約し、説明会・安全管理措置セミナーの質を計る指標として、説明会・安全管理措置セミナーについて参考となった割合に変更する。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において本施策について議論され、引き続き着実に取り組んでいくこととされた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編) ・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A ・令和元年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について ・令和元年度個人情報保護委員会年次報告 ・平成31年度検査計画
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 松本秀一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	-------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の標記については次の通り。

イ: 達成指標の目標を達成した場合

ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用					
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。</p> <p>個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>					
達成すべき目標	<p>マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保に向けて、以下のような取組により、保護評価制度を適切に運用することで、評価実施機関が適切に保護評価を実施できる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の承認対象となる行政機関等の全項目評価書について、委員会において適切に審査・承認を行う。 ・保護評価が円滑に実施されるよう、必要に応じ、保護評価制度に関する評価実施機関への周知等を行う。 ・マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの運用・保守を行い、評価実施機関による評価書の公表及び国民による評価書の閲覧が可能な環境を引き続き提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	33.5	103.5	80.7	41.3
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-30.0	-2.3	
		合計(a+b+c)	33.5	73.5	78.4	
執行額(百万円)	32.4	58.8	75.0			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	年度末時点における評価対象事務数	基準値	実績値					目標値	達成※
		-	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	イ
		-	28,626件	31,461件	32,235件	32,403件	32,655件	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率	基準値	実績値					目標	達成※
		-	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	イ
		-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	評価実施機関に対する保護評価制度の周知等		施策の進捗状況(実績)			目標		達成※	
			<p>評価実施機関における保護評価制度の適切な理解の促進を図り、円滑な制度の運用を確保する観点から、令和元年度においては、指針変更に伴う保護評価書の新様式への変更や保護評価の5年経過前再実施に係る留意事項等について、地方公共団体のマイナンバー担当者が出席する説明会等にて計48回の説明・周知を行った。</p>			令和元年度		イ	
		評価実施機関における保護評価制度の適切な理解							

			施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
			令和元年度		
	委員会の承認対象となる全項目評価書の審査・承認		令和元年度においては9の行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、指針に定める審査の観点に基づき、保護評価を適切な時期に実施しているか等の「適合性」や特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクの分析、リスク対策を講じているか等の「妥当性」について、必要に応じて行政機関の長等に内容の照会等を行い、遅滞なく審査及び承認を行った。また、承認後、行政機関の長等において速やかに評価書を公表できるよう支援を行い、マイナンバーの適切な取扱いの確保を行った。	評価実施機関におけるマイナンバーの適切な取扱いの確保	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 「測定指標」欄のとおり、保護評価制度の適切な運用の確保のための取組を行い、国民による評価書の閲覧が可能な環境の提供を行うことができたため。 (判断根拠)
	施策の分析	令和2年3月31日時点において、評価実施機関は、32,655件の事務について特定個人情報保護評価書を公表している。令和元年度においては、9の行政機関の長等から9件の全項目評価書の提出を受け、指針に定める審査の観点に基づき、保護評価を適切な時期に実施しているか等の「適合性」や特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクの分析、リスク対策を講じているか等の「妥当性」について、必要に応じて行政機関の長等に内容の照会等を行い、遅滞なく審査及び承認を行ったほか、承認後、行政機関の長等において速やかに評価書を公表できるよう支援を行った。 また、保護評価が円滑に実施されるよう、保護評価書の様式変更や保護評価の5年経過前再実施に係る留意事項等について、説明会の場を利用する等、丁寧な説明・周知を行ったほか、マイナンバー保護評価システムの稼働率を100%にし、安定稼働させることにより、評価実施機関により公表された評価書を国民が閲覧できる環境を安定的に提供した。 これらの取組により、評価実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを促し、国民からの信頼の確保を図ることができたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 保護評価に関する規則及び指針に基づき、評価実施機関が適切な保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。また、保護評価が適切に実施されるよう評価実施機関に対し、保護評価制度や制度に関する留意事項を周知する。 併せて、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの運用・保守を行い、評価実施機関による評価書の公表及び国民による評価書の閲覧が可能な環境を引き続き提供していく。 測定指標については令和元年度より新たに設定した「マイナンバー保護評価システムの年間稼働率」を継続して確認していくとともに、特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討を令和2年度の測定指標として設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において、測定指標のうち「年度末時点における評価対象事務数」と「マイナンバー保護評価システムの年間稼働率100%」について測定指標とすることについて議論があったが、前者については保護評価に係る定点観測的な位置付けとして維持することとし、後者については、システム稼働率の重要性と困難性に鑑みて維持することとした。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日) ・特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日) ・特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日) ・令和元年度個人情報保護委員会年次報告
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。
 イ:達成指標の目標を達成した場合
 ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
 ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-③)

施策名	個人情報に関する広報・啓発の推進					
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					
達成すべき目標	平成27年改正法により、新たに法の適用対象となった中小事業者等の法制度の理解促進及び消費者のリテラシーの向上					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	55.2	90.9	58.0	68.0
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲ 25.9	29.3	-	-
		合計(a+b+c)	29.3	120.2	58.0	-
執行額(百万円)	17.2	83.7	42.0	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	ウェブサイトの充実(アクセス件数)	基準値	実績値					目標値	達成※
		26年度(27年1~3月平均)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	□
		528,724件	880,386件	800,953件	901,492件	881,361件	802,182件	前年度同程度(月平均)	
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度同程度	前年度同程度		
	説明会の理解度等	基準値	実績値					目標	達成※
-	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	イ		
-	-	-	-	-	94%	前年度同程度			
年度ごとの目標値	-	-	-	-	85%	-			
幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	施策の進捗状況(実績)	目標					達成※		
		令和元年度					イ		
		事業者向けに個人情報保護制度のルールをわかりやすく解説したパンフレットや自治会向けに名簿作成の際の注意点をまとめたパンフレット、児童委員・民生委員の個人情報の取扱いについて理解を深めてもらうリーフレット等をタウンミーティング(37道府県で開催)や事業者団体、消費者団体、地方公共団体等が主催する研修会等への講師派遣(計103回、約13,800人参加)等で配布した。また、子ども向けに気をつけてほしい事例を交えた動画をHPのトップページに公開するとともに、小学校への出前授業(20校)を行い、子ども向けのパンフレットを配布するなどして、幅広い層に対し、様々な方法で周知広報を行った。タウンミーティングにおいては、事業者や消費者等幅広いステークホルダーとの間で、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討を行うタイミングで有用な意見交換を行った。また、出前授業については、子どもがネットを利用する機会が特に増加する夏休み前に集中的に行った。研修会の資料について、アンケートで収集した意見を次回開催の研修会等資料に継続的に反映させた。					適時適切な周知と資料への反映等		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、幅広い層に向けた、ウェブサイトの充実、パンフレットの作成や説明会への講師派遣等により、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。
	施策の分析	委員会発足以降、広報コンテンツの作成・充実に努め、ウェブサイトへの掲載やそれらを活用した説明会を実施している。ウェブサイトについては、コンテンツの充実に努めているが、アクセス数は毎年度平均的に推移している。説明会については、法の適用対象である事業者に対する法制度の周知のほか、子どもや年配者を含めた消費者に対して、個人情報のリテラシー向上のため、広報コンテンツを作成・配布するほか、実際に発生した不正アクセスによる情報漏えい等を踏まえたものをまとめた注意事項等を情報発信するなど、幅広い層に向けた広報に取り組んだ。研修会等のアンケートで収集した意見を次回開催の研修会等資料に反映することを継続した結果、研修会参加者の制度に関する不満の解消と説明会内容の高い理解度(94%)が達成できた。 全体として、個人情報保護制度やマイナンバー制度についての認知度向上につながったと考える。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 広報・啓発については、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組む。とりわけ令和2年改正個人情報保護法の公布を受け、新制度の周知・広報に積極的に取り組む。ウェブサイトについては、令和2年3月に個別ページのアクセス件数を分析することが可能となるシステム改修が完了したため、アクセス数や各種コンテンツのダウンロード数などの分析を行い、広報の企画立案に活かしていく。 【測定指標】 測定指標については、令和2年度の説明会の理解度等の目標値について、引き続き高い水準での理解度等の達成を目指して、「前年度と同程度」(94%)に見直す。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において、ウェブサイトについて、ページやコンテンツごとのアクセス数などの分析についてご指摘をいただいた。ウェブサイトの改修が終わり、これらについて把握することが可能となったため、ご指摘も踏まえてページごとのアクセス数等を分析し、業務に活用していきたい。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度個人情報保護委員会年次報告(説明会等の開催状況) ウェブサイトのアクセス件数に係る資料
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。
 イ: 達成指標の目標を達成した場合
 ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
 ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-④)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等による、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	31.6	163.5	159.4	159.9
		補正予算(b)	121.8	0	46.1	-
		繰越し等(c)	-71.5	119.3	-47	
		合計(a+b+c)	81.9	282.8	158.5	
執行額(百万円)	71.5	167	114.8			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 					

		基準値	実績値					目標値	達成※
		平成28年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度	
国際会議等への出席件数		12件	-	12件	20件	30件	40件	-	イ
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
在京大使館等との対話件数		3件	0件	3件	8件	4件	2件	-	イ
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
海外の機関との対話件数		30件	-	30件	68件	61件	34件	-	イ
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
測定指標	国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況	施策の進捗状況(実績)					目標		達成※
		日米欧三極会合を4回にわたり開催し、委員会から、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた3つの提案を行い、具体的な検討を行った。また、それらの提案のうち、OECDプライバシーガイドラインの見直しに係る提案については、OECDの作業部会においても提案を行い、同作業部会等で議論が行われているところである。					令和元年度 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組の推進		

			施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
				令和元年度	
	既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び事業者への支援等の状況		<p>国際プライバシー専門家協会(IAPP) アジア・プライバシー・フォーラム2019(令和元年7月)、APEC 2019 SOM3関連会合(令和元年8月)等において、APEC CBPRの有用性についてプレゼンテーションを行うとともに、CBPRの推進に関する意見交換等を通じ、国際的な個人データ移転枠組みであるAPEC CBPRシステムを促進するとともに、GDPRの関連ガイドライン等の仮訳等を委員会ウェブサイトへ掲載するなど、提供情報を充実させ、日EU間の相互の個人データ移転枠組みの円滑な運用を図ることで、国内事業者への支援を行った。</p>	<p>既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化</p>	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、国際会議の出席や各国関係機関等との積極的な対話を通じて、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等に積極的に参画するとともに、国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信をより充実させたことにより、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等に向けた取組が相当程度進捗したため。
	施策の分析	国際会議の出席や各国関係機関等との積極的な対話を通じて、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等に積極的に参画した。 特に、欧州関係機関(欧州委員会司法総局)及び米国関係機関(商務省、連邦取引委員会、国務省、通商代表部)と委員会事務局の三極で、「自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する日米欧三極実務当局者会合」を4回にわたって開催し、日本から提案を行った①個人情報保護の越境移転に関する既存の2国間枠組みを活用した更なる個人情報の流通の促進、②グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索及び③グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドラインの見直しについて、個別論点や今後の進め方等について具体的な検討を行った。また、同ガイドラインについて、令和元年11月に行われたOECDデジタル経済政策委員会(CDEP)デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP)第1回会合において、委員会から、データローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、同ガイドラインの見直しプロセスにおいて議論すべき旨の提案を行ったところ、OECDにおいて議論が進められることになり、当該議論に積極的に参加している。 さらに、既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進のため、APEC CBPRシステムの更なる推進に向けて、引き続き個人情報保護法の説明会等の機会を活用(CBPRに言及した個人情報保護法に関する説明会の回数は55回)するとともに、委員会ウェブサイト上の専用ページにGDPRの関連ガイドライン等について仮訳等を掲載するなど、提供情報を充実させ、日EU間の相互の個人データ移転枠組みの円滑な運用を図ることで、国内事業者への支援を行った。また、英国のEU離脱後においても、引き続き日英間の円滑な個人データ移転を確保することにより、日英間の個人データの越境移転を取り巻く不確実性を除去するとともに、委員会ウェブサイト上で国内事業者向けに周知を行った。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、積極的な国際会議への参加や各国の関係機関との対話を通じて、個人情報保護をめぐる最新の国際情勢を把握し相互理解を深めるとともに、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組や国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信を一層深化させることで、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等を進める。 測定指標については、上記取組の進捗評価にあたって、上記の項目が有効と考えられることから、引き続き上記の項目を指標として設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において本施策について議論され、国際的なデジタル市場の重要性も踏まえ、引き続き、本施策に取り組んでいくこととされた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和元年度個人情報保護委員会年次報告(付章13~15)
---------------------------	-----------------------------

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。
 イ:達成指標の目標を達成した場合
 ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
 ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-⑤)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組を推進するもの					
達成すべき目標	認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	147.7	127.5	109.2	116.8
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-32.7	-10.6	-3.5	
		合計(a+b+c)	115.0	116.9	105.7	
執行額(百万円)	80.4	99.1	95.3			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) ・成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定) 					

		基準値	実績値					目標値	達成※	
		平成29年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和元年度		
測定指標	認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会等の開催件数	2	-	-	2	7	8	7	イ	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	7			
	民間の自主的取組の活性化に向けた支援	施策の進捗状況(実績)		パーソナルデータを含むビッグデータの適正な活用環境の整備に向けて、匿名加工情報等の動向や実態を調査して報告書及び事例集を作成し、公表した。					目標 令和元年度	達成※
		目標		パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進						イ
認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施	施策の進捗状況(実績)		令和元年度は1団体について認定を取り消し、2団体から認定業務の廃止の届出があった。令和2年3月31日時点での認定個人情報保護団体は40団体である。また、委員会及び認定団体間の情報共有等の場である認定団体連絡会を1回開催するとともに、認定団体対象事業者向け実務研修会を計7回行った。					目標 令和元年度	達成※	
	目標		認定個人情報保護団体制度の利用の推進						イ	
いわゆる3年ごと見直し	施策の進捗状況(実績)		関係団体・有識者等からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施し、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を取りまとめた。その後、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第201回国会(常会)に提出された。					目標 令和元年度	達成※	
	目標		個人情報保護法に関し見直しを実施						イ	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するため、平成30年度に実施した報告徴収の結果を受けて、令和元年度も引き続き改善すべき項目について認定団体に対応を求めた。 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための各種取組を行い、その施行状況を公表し、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を取りまとめ、公表した後、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第201回国会(常会)に提出された。
	施策の分析	認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するため、平成30年度に実施した報告徴収の結果を受けて令和元年度も引き続き改善すべき項目について、認定団体に対応を求めた。この結果、1団体について、改善が図られなかったため令和元年9月3日付で認定を取り消した。このほか、2団体から認定業務の廃止の届出がなされた。 また、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発のため、平成30年度に実施した匿名加工情報・非識別加工情報の利活用実態及び事例に関する動向調査の報告書や匿名加工情報に関する事例集の公表を行った。また、令和元年度も、匿名加工情報の利活用実態及び業界自主ルールの策定状況やプライバシーポリシー等に関する実態調査や、匿名加工情報に関する事例集の作成作業を行った。 個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新産業の創出及び発展の状況等に関し、調査・分析、整理を行い、さらに、消費者等の声や、経済界や有識者からのヒアリングを基に、個別項目の検討を実施した。令和元年4月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 中間整理」を、令和元年12月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を公表し、それぞれ意見募集を実施した。その後、令和2年3月10日に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、第201回国会(常会)に提出された。 これらの取組により、個人情報保護法の理解を促進し、個人情報の保護及び利活用をより一層促進することができたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を踏まえて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を実施することとする。 【測定指標】 認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会等の開催件数、民間の自主的取組の活性化に向けた支援、認定個人情報保護団体の活動状況の把握・必要な支援の実施、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにおける検討を行い、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、本法律の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組むこと等を指標として設定することで、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において、認定個人情報保護団体の取組に関し言及があったことを踏まえ、引き続き、認定個人情報保護団体制度の浸透に向けて、啓発活動などに積極的に取り組むこととした。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の標記については次の通り。
イ:達成指標の目標を達成した場合
ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和元年度(2019年度)実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会1-⑥)

施策名	個人情報に関する広聴・相談					
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う。					
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル(※)」の運営を行い、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護する。 (※)平成29年5月29日までは「個人情報保護法質問ダイヤル」として運用しており、同月30日の改正個人情報保護法全面施行に伴い、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」、「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	42.5	53.2	53.4
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	10.0	-	/
		合計(a+b+c)	-	52.5	53.2	
執行額(百万円)	-	48.0	23.1			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	個人情報の保護に関する基本方針					

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成※
		-	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	
「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の対応件数	-	998件	1439件	1036件	921件	911件	-	イ	
	-	-	-	-	-	-	-		
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
測定指標		基準値	実績値					目標値	達成※
		-	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	-	
「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数	-	1525件	10137件	23504件	16669件	16518件	-	イ	
	-	-	-	-	-	-	-		
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」において、個人情報保護法の解釈や番号法等に関する質問に対しては、ウェブサイトに掲載されている「ガイドライン」や「Q&A」等を案内しながら、理解しやすいように丁寧に説明するとともに、あっせんに馴染む苦情案件や通報を希望する案件については担当部門と連携を図りながら適切に対応し、前年同水準の相談実績を維持できていること及び相談結果として相手から納得感を得られたことを確認していることから、上記のとおり達成と判断した。
	施策の分析	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」に寄せられた相談に対しては、蓄積データ等から相談者等のニーズを迅速に把握し、ウェブサイトに掲載されている「ガイドライン」や「Q&A」等を案内しながら、解決が得られるよう丁寧かつ正確な対応を行い、その結果として納得感を得られたことを確認している。 これらの取組により、個人情報保護法、番号法等に対する相談者の理解を促進し、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知ができたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 改正個人情報保護法の成立を踏まえて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を継続するとともに、法制度の理解をより一層促進することにより、相談者の疑問の解消や苦情に関する問題解決の迅速化を目指す。 相談者の質問に対する相談員の回答について、「納得した(役に立った)」「納得できなかった(役に立たなかった)」等といった相談者の利用満足度を測ることとし、次期目標等への指標として検討している。現時点では満足度の測定を集計していないため、目標の設定については、当面の間、80%程度を検討している。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において、あっせんに関する指標を設けるべきとの指摘があったことを踏まえ、令和2年度事前分析表において、「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」について「苦情あっせん解決率」を測定指標に追加した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和元年度個人情報保護委員会年次報告(個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口における受付件数)
---------------------------	---

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。
イ:達成指標の目標を達成した場合
ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合